

## 6. 親族に関する問題

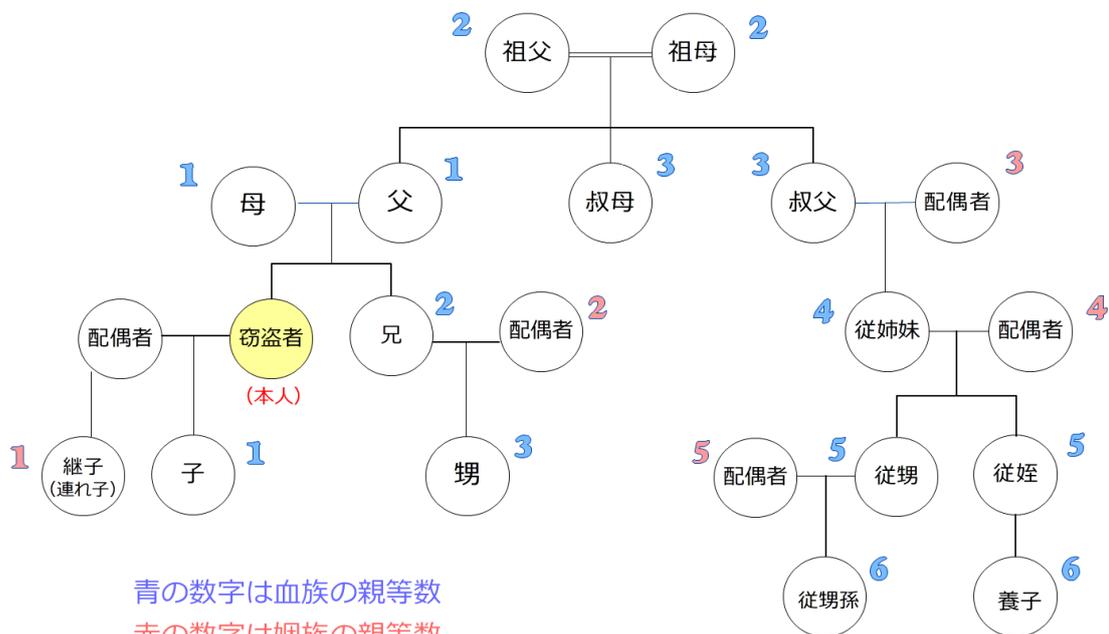
### (1) 親族の範囲

6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を親族とする（民法第725条）。

※ 同居する親族の物を盗んでも窃盗罪には問われない（刑法第244条が定める親族相盗）。



上述したように、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族が親族となる。



〔問題〕婚姻の成立

- ① いとこ同士で結婚できるか。
- ② 父親の再婚相手の子供（連れ子）と結婚できるか。
- ③ 養親と養子は結婚できるか、または離縁後は結婚できるか。

外国人については、その外国人の本国法に従い、親族に含まれるかどうか判断する。



我が国は「法の適用に関する通則法」という名称の法律を制定している。

親族の範囲 → 適用通則法第33条 → 本人の本国法

婚姻の成立 → 第24条第1項 → 各人の本国法

※ 民事上の問題について予め定めている刑事法もある。

### 例：未成年者飲酒禁止法

第1条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

- 2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ
- 3 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

第3条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 2 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

※ 2018年6月、民法が改正され、成人年齢は20歳から18歳に引き下げられた。改正法は2022年4月1日より施行される。ただし、飲酒や喫煙に関する年齢制限は従来通りであり、前掲の「未成年者飲酒禁止法」は「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」という名称（題名）に改められた。

参考：法務省のサイト



どの国の私法（例えば、民法や商法）が適用されるかは、国際私法（法の適用に関する通則法）に従い決定される。

これに対し、公法（例えば、刑法や税法）は行為地の法が適用される。どの国の公法が適用されるかという問題は特に生じない。

例： 中国人が日本で物を盗んだ → 行為地（窃盗を行った地）法である日本法が適用される

（裁判も日本で行われる）。

日本人がオランダで薬物を使用した → 行為地（薬物を使用した地）法であるオランダ法が適用される。

オランダでは販売や使用が罰せられていない薬物を日本に持ち込み、販売することは違法か。

→ オランダ法ではなく、行為地法である（ ）に従い処罰される。